



# 令和7年度 患者等搬送乗務員講習の御案内



基礎講習用  
(新規講習用)

広島市消防局では、今年度の乗務員講習を開催します。  
このたび、初めて受講される方は、次の方法によりお申込みください。

## 1 受講者の要件

対象は、広島市消防局管轄区域内（広島市、海田町、坂町、熊野町、安芸太田町、廿日市市吉和地区）に所在する事業者であり、新たに「患者等搬送乗務員」の認定を受けようとする方

## 2 講習日程

| 講習種別 | 区分           | 講習日                              | 備考                  | 対象の方                      |
|------|--------------|----------------------------------|---------------------|---------------------------|
| 基礎講習 | 「車椅子・寝台兼用車両」 | 令和 8 年 2 月 7 日（土）<br>9：00～17：00  | 左の講習日の<br>全て（24 時間） | <u>初めて（新規で）<br/>受講する方</u> |
|      |              | 令和 8 年 2 月 14 日（土）<br>9：00～17：00 |                     |                           |
|      |              | 令和 8 年 2 月 21 日（土）<br>9：00～17：00 |                     |                           |
|      | 「車椅子専用」      | 令和 8 年 2 月 7 日（土）<br>9：00～17：00  | 左の講習日の<br>全て（16 時間） |                           |
|      |              | 令和 8 年 2 月 14 日（土）<br>9：00～17：00 |                     |                           |

## 3 定員

20名（定員となり次第、締め切りますので、予め御了承ください。）

## 4 講習会場

広島市救急教育センター（広島市西区都町43番10号【西消防署内】）

## 5 受講までの流れ

### ① 予約

広島市救急教育センターに電話連絡（082-232-1580）を行って空き状況をご確認いただき、「予約」を行ったうえで、申請書類の提出をお願いします。（予約なしで提出されますと、空き状況によっては、受付できない場合がありますので御了承ください。）



### ② 申請書類の準備

ア 「患者等搬送乗務員講習の受講申請書（別記様式第4号）」

【広島市ホームページからダウンロードできます】  
総合トップページ ⇒ くらし・手続き ⇒ 消防 ⇒ 救急 ⇒ 患者等搬送事業  
⇒ 広島市消防局患者等搬送事業指導基準と申請様式

イ 証明写真2枚を準備

写真は、申請日の6ヶ月以内に撮影したもので、上半身像[縦4cm×横3cm、無帽、無背景で顔がはっきり見えるもの]とし、裏面に氏名を記入してください。



### ③ 申請書類の提出

広島市救急教育センター（〒733-0023 広島市西区都町43番10号）に、郵送による提出をお願いします。

## 6 申請期限

令和8年1月30日（金）

## 7 受講に際しての留意事項など

- 受講料は無料です。
- 講習会場の駐車場には数に限りがあります。  
お車でお越しの際は、近くのコインパーキングをご利用いただくか、公共交通機関のご利用をお願いします。
- 講習日の当日は、開始10分前に受付を開始しますので、早めに会場にお越しください。
- 基礎講習（新規で受講）では、次のテキストを使用しますので、恐れ入りますが、各自でご用意をお願いします。また、昼食が必要な方は、各自でご用意をお願いします。

- ・使用テキスト：「患者等搬送乗務員基礎講習テキスト（2020年版ガイドライン対応）」
- ・価格：6,400円（税込）
- ・販売窓口：東京法令出版中国営業所（中区西白島町11番9号）【TEL：082-212-0888】
- ※ 購入方法や支払方法は、直接、上記の連絡先にお問い合わせください。
- ※ 直接、販売窓口へ行った場合、在庫が無い場合がありますので、必ず、電話で申し込みを行い購入して下さい。（納品までに2～3週間かかることがありますので、早めの手配をお願いします。）

## 8 その他

基礎講習（新規の方）を受講後に、新たに事業者が「患者等搬送事業者」の認定を受けるためには、「広島市消防局患者等搬送事業指導基準」に定める各要件を満たす必要がありますので、広島市ホームページに掲載している基準等の確認をお願いします。

【お問い合わせ先（平日：9：00～17：00）】  
広島市救急教育センター 患者等搬送事業担当  
TEL：082-232-1580  
e-mail：fs-kyukyu@city.hiroshima.lg.jp